

# 下関市学校図書館図書廃棄基準

2017年2月6日 制定  
下関市教育委員会

学校図書館の設置目的は、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することにある。この目的を達成するためには、児童生徒および教員の利用に役立つ適切な図書館資料を質量ともに整備しておかなければならない。かつ常に蔵書の更新を行う必要がある。また、蔵書の管理には一貫性と統一性を保つことが望ましい。

この基準は、(公社)全国学校図書館協議会が制定した「学校図書館図書廃棄規準」に準じ、下関市の学校図書館において蔵書を点検評価し廃棄を行う場合の拠りどころを定めたものである。

## I 一般基準

次の各項のいずれかに該当する図書は廃棄の対象とする。

- 1 記述されている内容・資料・表記等が古く、史的資料としても利用価値の失われた図書。
- 2 刊行後時間の経過とともにカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。
- 3 利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。
- 4 児童生徒が破損、汚損または紛失した図書で、やむを得ない事情により現物での弁償ができないもの。

## II 種別基準

次の種別に属する図書は、一般基準に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄の対象とする。

- 1 百科事典・専門事典  
刊行後10年を経ているもので、補遺が刊行されていない図書。
- 2 ハンドブック・要覧  
新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書。
- 3 伝記  
新資料の発見等により被伝者について評価が著しく変わった図書。
- 4 地図帳  
(1) 刊行後5年を経ているもので、記載地名等に変化が生じた図書。  
(2) 歴史地図帳は、刊行後10年を経ているもので、歴史学研究成果がとりいれられていない図書。
- 5 旅行案内書  
刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 6 地誌  
刊行後5年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 7 法律書・法令書  
刊行後3年を経ているもので、主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書。

- 8 人権関係書  
記述内容に人権擁護上問題であることが明らかとなった図書。
- 9 政党関係書  
刊行後3年を経ているもので、政党の現状を理解するのにそぐわなくなった図書。
- 10 時事問題関係書  
刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 11 学習参考書
  - (1) 刊行後3年を経ているもので、学習の現状にそぐわなくなった図書。
  - (2) 「学習指導要領」準拠図書で、「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いが変わった図書。
- 12 就職・受験内容書  
刊行後2年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 13 技術書・実験書
  - (1) 刊行後3年を経ているもので、技術・実験についての説明が古くなった図書。
  - (2) 記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。
- 14 公害・環境問題関係書  
刊行後5年を経ているもので、最近の研究成果がとりいれられていない図書。
- 15 料理・服飾関係書  
刊行後3年を経ているもので、新しい素材・技術・デザイン・流行等がとりいれられていない図書。
- 16 スポーツ関係書  
刊行後5年を経ているもので、新しい種目・ルール・技術・用具等がとりいれられていない図書。
- 17 辞典  
語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書。
- 18 翻訳書・翻案書・抄訳書
  - (1) 刊行後に優れた翻訳書が出版された場合の旧翻訳書。
  - (2) より完全な翻訳書が出版された場合の旧翻案書・旧抄訳書。

### Ⅲ 廃棄の対象としない図書

次の図書は原則として廃棄の対象としない。

- 1 白書
- 2 郷土資料
- 3 貴重書

## 運用上の 留意事項

- ① 図書の廃棄にあたっては、校内に「図書廃棄委員会」等を設置し組織的に対処し、各教科担当教員の協力を求めるなどして、廃棄図書リストを作成して検討するなど慎重に行うことが望ましい。
- ② 基準のⅠ、Ⅱに当てはまらないもので、廃棄を検討する場合には、学校の実情に応じて慎重に協議し、適切に判断すること。
- ③ 備品図書の廃棄は、教育委員会が定める手順に従って行う。